

物件説明書

(千種図書館)

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人(自動販売機設置事業者)を賃借人とする。
なお、この仕様書(共通)のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。
なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。
また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒、タバコ及び雑誌類の販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令

等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

- (9) 賃借人は、機種の変換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号 1）

施設名称：千種図書館

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

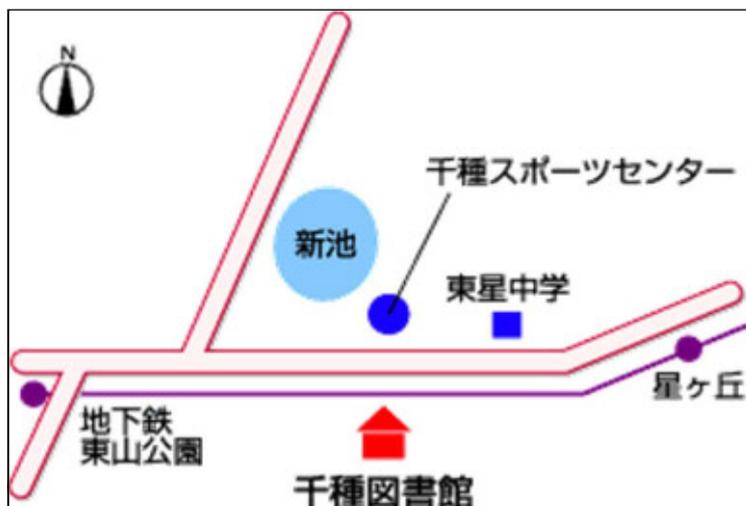
物件番号	所在地	設置場所（※）	貸付面積	設置台数
1	名古屋市千種区田代町字瓶杵 1-137	正面出入口脇（屋内）	1.4m ²	1台

※詳細は<設置箇所詳細図>をご参照ください。

2. 入札担当課

鶴舞中央図書館庶務係 電話 741-3133

<現地案内図>



3. 自動販売機設置台数

1台（新規設置）

4. 特記仕様

(1) 乙は、設置に必要な電気工事が発生する場合、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、貸付期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復の上撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。また、本件設置場所は、新規の自動販売機の設置であり、付近には通常の100Vコンセント口しかなく、専用電気設備がないため電気配線及び専用コンセント口設置等の工事が必要な場合は、下記に定める施工内容に基づき乙の負担で施工すること。なお、同施工部分についても、貸付期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。また、旧設置場所の既設電気設備を流用する場合において、不備等があっても乙はその補修や費

ことはできない。

ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること（別添図参照）。

イ 既設の100Vコンセントが使用できない場合は、既設分電盤より電源をとり、自動販売機の直近に漏電遮断器、一口コンセント（単層100V15A アース付）、電力量計（JIS規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を増設すること。ただし、別図の特記事項に定めがある場合は、それに従うこと。また、電力量計は7年に1回検定を受けること。

ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。

エ 配線経路、ブレーカー、コンセント、電力量計は、別図に示す箇所に設置すること。

オ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。

カ 屋外配線を行う場合は、金属製の電線管により直線部分は直管を、直線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。

キ ブレーカー、コンセント、電力量計には、防雨対策を講じて設置すること。

ク 屋外配管等は塗装すること（OP 2回塗り）。

ケ 配線経路が防火区画を貫通する場合は、適切な防火処置をすること。

コ 工事完了時に電気保安委託法人の検査を受けること。

サ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。

シ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。

ス 工事中に発生した事故等は、一切受注者の責任において解決するものとする。

セ 廃材等は、全ての受注者の責任において処分するものとする。

ソ 関係法令を遵守の上施工すること。

タ その他工事の詳細については、甲の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも、工事施工上、当然措置が必要となる事項又は甲の施設担当者の指示による些細な変更等については、これを施工すること。

(2) 設置は甲と協議の上、契約締結日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和6年4月1日より以降の日となった場合においても、乙は貸付料の減免又は返還を求めることができない。

(3) 飲料の容器は開封後も蓋（キャップ等）の可能なものとすること。

(4) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、施設の開所時間以外は照明を抑えるようにすること。

5. 参考

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 当該施設の設置形態 | 図書館単独施設 |
| (2) 当該施設の所在地 | 名古屋市千種区田代町字瓶杵 1- 137 |
| (3) 当該施設の職員数 | 8名（令和5年4月現在） |
| (4) 当該施設の来館者数 | 249,778名（令和3年度実績） |

- (5) 開館日数 292日（令和3年度実績）
- (6) 開館時間
火曜日～土曜日 午前9時30分～午後7時00分
日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時00分
※休館日及び閉館時間中は、自動販売機の利用ができません。
- (7) 休館日
毎週月曜日（祝日の場合は開館し、その直後の平日を休館）
毎月第3金曜日（祝日の場合、及び同月に特別整理期間が別にある場合は開館）
年末年始（12月29日～1月4日）
特別整理期間（年1回5日間程度）

(8) 当該施設の自動販売機の販売実績

年度	販売実績（年額・円）
令和元年度	478,650円
令和2年度	214,710円
令和3年度	367,910円
令和4年度	耐震改修工事のため設置なし

※1 上記は屋外正面玄関横に設置していた時の販売実績となります。

※2 令和2年度の販売実績については、新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休暇等により入館者数が減少しておりました。

(9) 当該施設の令和元年度以降の自動販売機の契約金額等

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様等
令和元年度	400円（屋外）	<ul style="list-style-type: none"> ・開栓後も蓋のできる容器限定 ・令和3年度末にて契約満了
令和2年度	400円（屋外）	
令和3年度	400円（屋外）	
令和4年度	耐震改修工事のため設置なし	

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

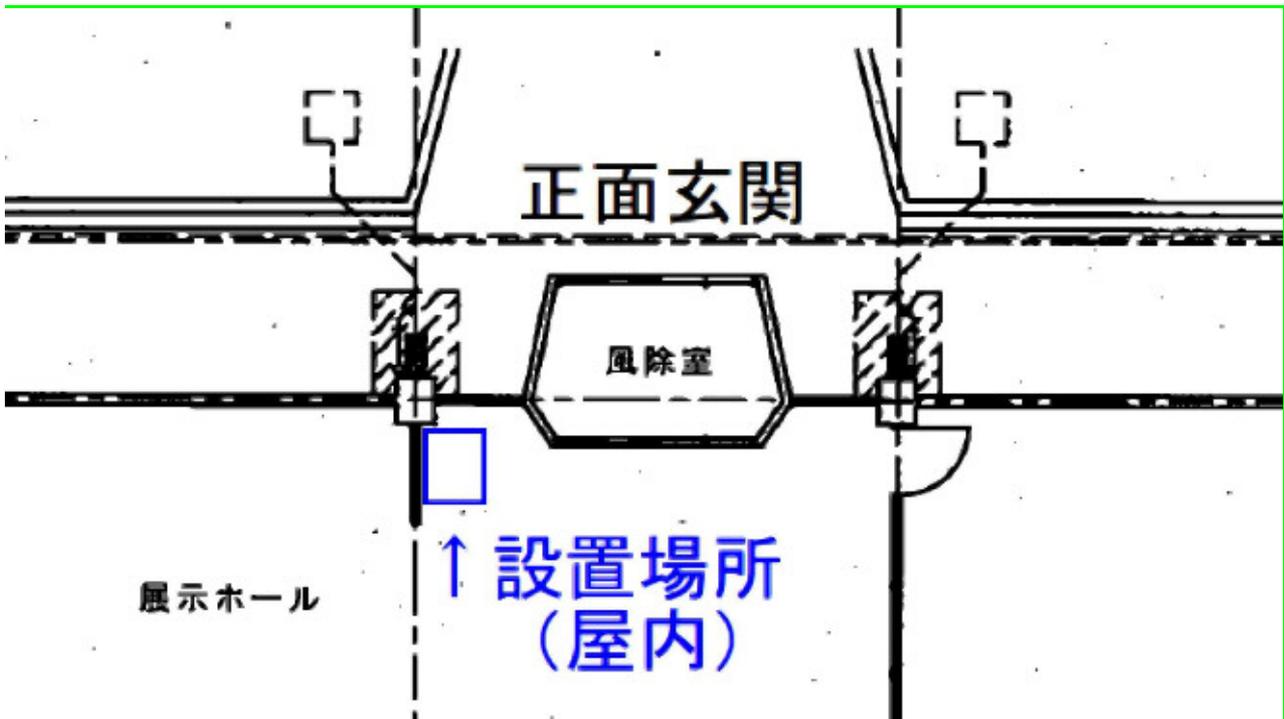
開館日（上記5(7)の休館日を除く日）の10時～16時

※現地確認の際は、事前に千種図書館へ連絡していただき、当日の下見の可否について確認してください（Tel 052-781-7431）。

7. 耐震改修工事について（工事完了）

令和5年9月8日より、通常開館しております。

<千種図書館設置箇所詳細図>



物件説明書

(南図書館・南文化小劇場)

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。
なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。
なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。
また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒、タバコ及び雑誌類の販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令

等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

- (9) 賃借人は、機種の変換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号2）

施設名称：南図書館・南文化小劇場複合施設

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所（※）	貸付面積	設置台数
2	名古屋市南区千竈通 2丁目10番地の2	1階エントランス (屋内)	1.8㎡	1台

※詳細は<設置箇所詳細図>をご参照ください。

2. 入札担当課

鶴舞中央図書館庶務係 電話 741-3133

<現地案内図>



3. 自動販売機設置台数

1台（切替設置）

4. 特記仕様

(1) 乙は、設置に必要な電気工事を、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、貸付期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復の上撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。また、本件設置場所は、既設の自動販売機との切替設置となるが、既設の電気設備以外に必要な電気配線及びコンセント口設置等の電気工事が発生する場合には、下記に定める施工内容に基づき乙の負担で施工すること。なお、同施工部分についても、貸付期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、

甲に対し有益費等の請求はできない。既設の電気設備の不備等があっても、乙はその補修や費用負担を甲に求めることはできない。

ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること（別添図参照）。

イ 既設分電盤より電源をとり、自動販売機の直近に漏電遮断器、一口コンセント（単層100V15A アース付）、電力量計（JIS規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を増設すること。ただし、別図の特記事項に定めがある場合は、それに従うこと。また、電力量計は7年に1回検定を受けること。

ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。

エ 配線経路、ブレーカー、コンセント、電力量計は、別図に示す箇所に設置すること。

オ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。

カ 屋外配線を行う場合は、金属製の電線管により直線部分は直管を、直線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。

キ ブレーカー、コンセント、電力量計には防雨対策を講じて設置すること。

ク 屋外配管等は塗装する（OP 2回塗り）

ケ 配線経路が防火区画を貫通する場合は、適切な防火処置をすること。

コ 工事完了時に電気保安委託法人の検査を受けること。

サ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。

シ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。

ス 工事中に発生した事故等は、一切受注者の責任において解決するものとする。

セ 廃材等は、全ての受注者の責任において処分するものとする。

ソ 関係法令を遵守の上施工すること。

タ その他工事の詳細については、甲の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも、工事施工上、当然措置が必要となる事項又は甲の施設担当者の指示による些細な変更等については、これを施工すること。

(2) 設置は甲と協議の上、契約締結日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和6年4月1日より以降の日となった場合においても、乙は貸付料の減免又は返還を求めることができない。

(3) 飲料の容器は開封後も蓋（キャップ等）の可能なものとすること。

(4) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、施設の開所時間以外は照明を抑えるようにすること。

5. 参考

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 当該施設の設置形態 | 図書館及び文化小劇場複合施設 |
| (2) 当該施設の所在地 | 名古屋市南区千竈通 2丁目 10番地の 2 |
| (3) 当該施設の職員数 | 図書館 11名 |
| ※令和5年4月現在 | 小劇場 5名 |

- (4) 当該施設の来館者数 187,077名 (令和4年度図書館実績)
- (5) 図書館開館日数 292日 (令和4年度図書館実績)
- (6) 図書館開館時間
火曜日～土曜日 午前9時30分～午後7時00分
日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時00分
※休館日及び閉館時間中は、自動販売機の利用ができません。
- (7) 図書館休館日
毎週月曜日 (祝日の場合は開館し、その直後の平日を休館)
毎月第3金曜日 (祝日の場合、及び同月に特別整理期間が別にある場合は開館)
年末年始 (12月29日～1月4日)
特別整理期間 (年1回5日間程度)

(8) 当該施設の自動販売機の販売実績

年度	販売実績 (年間・本)	販売実績 (年額・円)
令和2年度	1,144	165,050
令和3年度	2,179	309,790
令和4年度	2,572	364,100

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響あり。

(9) 当該施設の令和2年度以降の自動販売機の契約金額等

年度	契約金額 (月額・円)	特記仕様等
令和2年度	20,530円 (屋内)	・開栓後も蓋のできる容器限定
令和3年度	20,530円 (屋内)	
令和4年度	20,530円 (屋内)	

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

6. 現地確認可能日時

開館日 (上記5(7)の休館日を除く日) の10時～16時

※現地確認の際は、事前に南図書館へ連絡していただき、当日の下見の可否について確認してください (TEL 052-821-1732)。

7. 空調設備改修工事に係る臨時休館について (詳細未定)

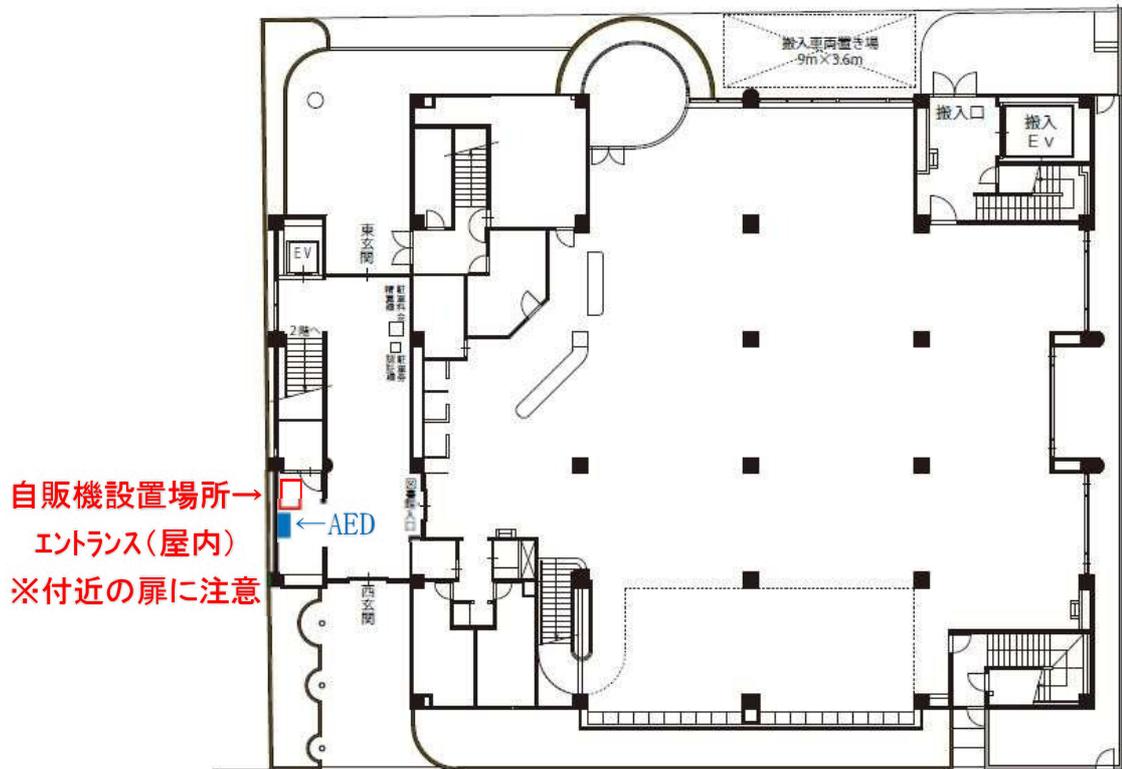
南図書館・南文化小劇場では、令和6年度から令和7年度にかけて、施設の空調設備改修工事等を予定しておりますので、実際に工事を施工する期間については、各施設を臨時休館させていただきますので、予めご承知おきください。

図書館関係工事 2月程度

小劇場関係工事 3月程度

<自動販売機設置箇所詳細図>

南図書館
1階平面図



- ※1 実際に自動販売機を設置する際は、詳細な設置位置について南図書館の担当職員と打合せのうえ設置してください。
- ※2 自動販売機設置場所の隣にAED収納ボックス一体型広告装置が既設されているため、これに影響が無いように設置してください。